

# 業務の入札・契約等について

平成31年4月



国土を**整**え、全力で**備**える

国土交通省  
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism  
Chugoku Regional Development Bureau

## 平成31年度

入札・契約手続きの主な改定内容	.....	1
業務の入札・契約方針	.....	6
低入札への対応	.....	15
設計業務等標準積算基準書の歩掛改定	.....	20
設計業務等業務共通仕様書の改正	.....	27
業務成果等の品質向上に向けた取り組み	.....	31

# 平成31年度 入札・契約手続きの主な改定内容

---



国土を**整**え、全力で**備**える

国土交通省  
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism  
Chugoku Regional Development Bureau

## ■ 新たな施策に対する試行

	項目	現状と課題等	試行概要（案）
1	業務チャレンジ型の試行	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災力を高めるためには、地域コンサルタントの技術力向上、育成が重要。</li> <li>地域コンサルタントの中には、国土交通省の業務実績がなく、業務成績等の加点評価を受けられないため入札に参加できない者もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通省の業務実績がない企業の参加機会を確保。</li> <li>「業務成績」、「表彰」を評価項目せず、災害協力、災害協定の締結などを評価。</li> <li>従来、価格競争で発注していたものを総合評価落札方式簡易型（一般競争）で発注。</li> <li>総合評価で求める実施方針は簡易なものとし、2段階評価とする。</li> </ul>
2	女性技術者の活躍推進に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務の入札契約手続において、女性活躍に関する評価項目がない。</li> <li>コンサルタント業界において女性技術者が活躍できる環境整備を促進させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5千万円以上のプロポーザル業務を対象に参加表明者審査で「くるみん」「えるぼし」の認定を評価する。</li> <li>平成32年度からの実施に向け、平成31年度は業界への周知期間とする。</li> </ul>

## 1. 目的

- ✓ 災害時において、地域コンサルタントの担う役割が大きく、地域防災力を高めるためには、地域コンサルタントの技術力向上、育成が重要。
- ✓ 地域コンサルタントの中には、国土交通省の業務実績がなく成績・表彰の加点がないため中国地整発注業務の入札に参加できない者もある。
- ✓ そのことから、地域コンサルタントの技術力向上、育成を目的に国土交通省の業務実績がない企業の参加機会を確保する「業務チャレンジ型」の試行を実施する。

対象業務：従来価格競争で行っていた2,000万円以下の測量、地質、設計業務  
平成31年度は、各事務所1件程度の試行を実施

今まで

- ・価格競争方式
- ・地域要件を設定。
- ・「業務成績」「表彰」を評価項目とする。



業務チャレンジ型

- ・総合評価簡易型(1:1)、一般競争
- ・地域要件を設定。
- ・「業務成績」「表彰」を評価項目としない。
- ・地域貢献度として、災害協力、協定締結を評価。
- ・簡易な実施方針の提出を求め2段階で評価。

目的：コンサルタント業務において女性技術者が活躍できる環境整備を促進させる。

試行内容：業務の参加表明者評価で「くるみん」「えるぼし」認定企業加点評価を行う。  
2020年度(平成32年度)から実施予定  
対象業務は、公募型又は簡易公募型プロポーザル業務。(5千万円以上)

当面の対応：2019年度(H31年度)は、周知期間とし、実施に向けて業界への周知を行う。

### <参考>

・女性の活躍推進に向けた公共調達の取り組みとして、平成28年度から物品役務の調達において、参加企業評価時に厚生労働省が認定する「くるみん」「えるぼし」の認定企業を加点評価する取組がスタート。大規模工事の発注においても同様の取り組みが始まっている。

#### ●確認(評価)の対象となる認定等の例

- (1) 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)  
(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)
- (2) 次世代法に基づく認定(くるみん認定・プラチナくるみん認定)



	項目	えるぼし認定	くるみん認定
1	根拠法令	女性活躍推進法	次世代育成支援対策推進法
2	概要	女性活躍推進法では、 <u>女性の活躍推進に関する取組みの実施状況が優良</u> な事業主は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。	次世代育成支援対策推進法では、仕事と家庭の両立支援やワークライフバランスを進めるため「行動計画」を立てて実施し、一定の要件を満たした企業は、「 <u>子育てサポート企業</u> 」として厚生労働大臣の認定（認定マーク「くるみん」）を受けることができます。
3	認定基準（一部抜粋）	男女別の採用における競争倍率（応募者数／採用者数）が同程度 ※評価基準の一部に一定の期間（1年）が必要なものあり	男性の育児休業等取得者が1人以上いること ※行動計画は2年以上5年以下
4	認定マーク	様々な企業や社会の中で活躍し、星のように輝く女性への「エール」と、そんな輝く女性が増えていくようにとの願いが込められています 	赤ちゃんが大事に包まれる「おくるみ」と「職場ぐるみ、会社ぐるみ」で仕事と子育ての両立支援に取り組もうという意味が込められています。 

# 平成31年度 業務の入札・契約方針

---



国土を**整**え、全力で**備**える

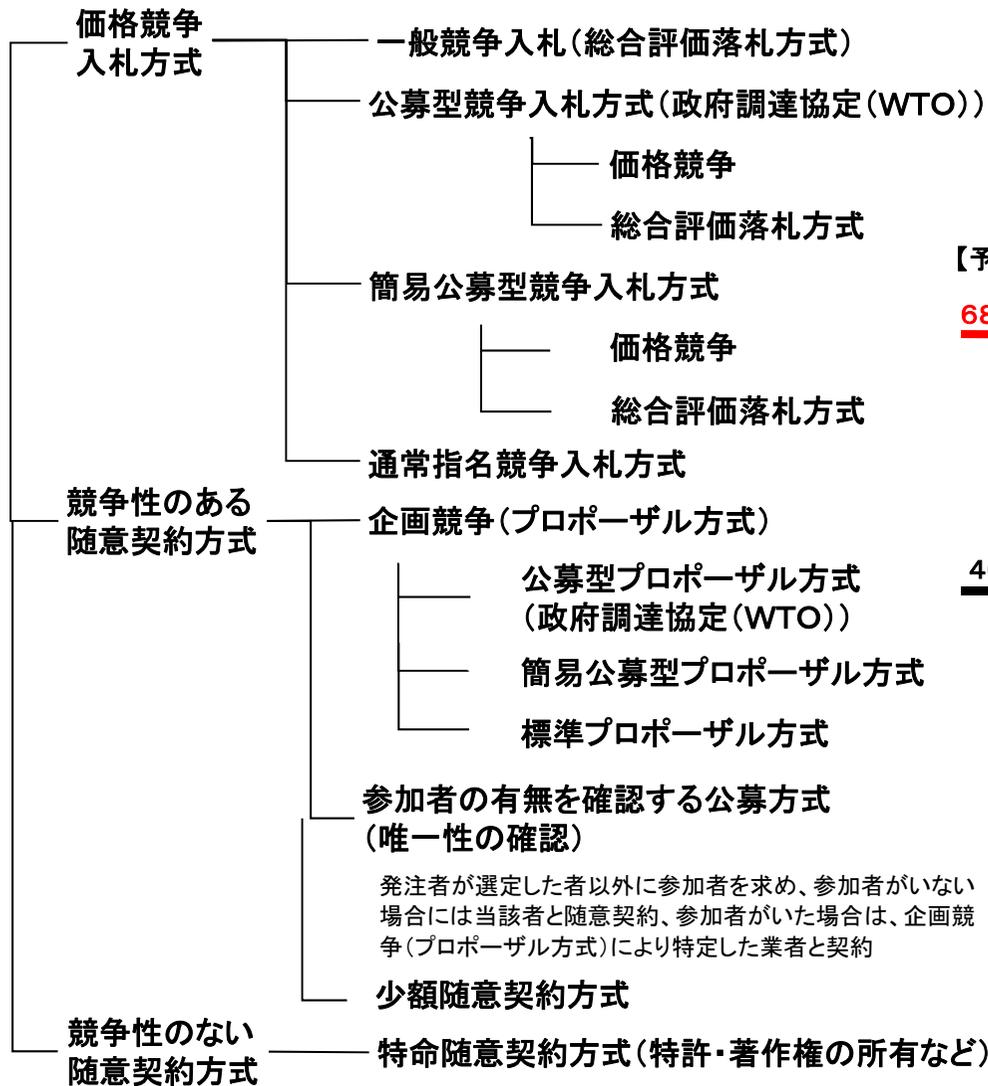
国土交通省  
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism  
Chugoku Regional Development Bureau

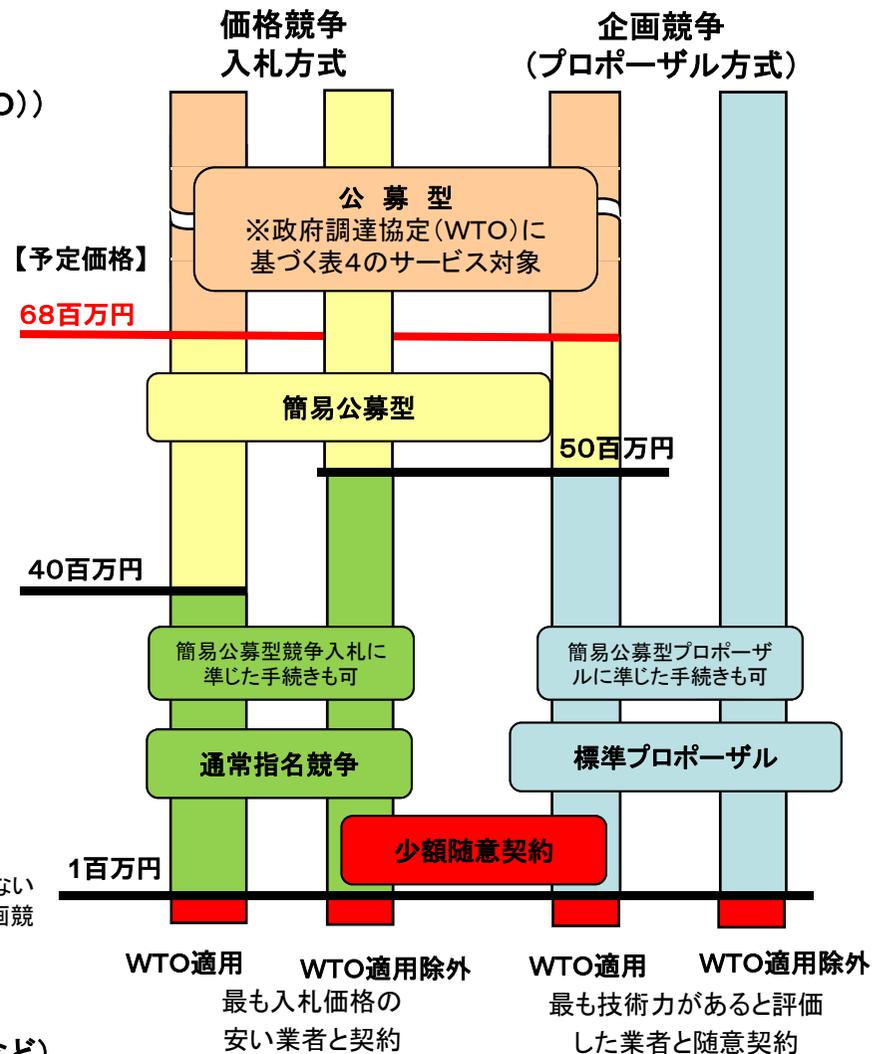
# 業務の入札・契約方式

## 業務の入札・契約方式

◆業務の入札方契約式は、以下のとおりである。

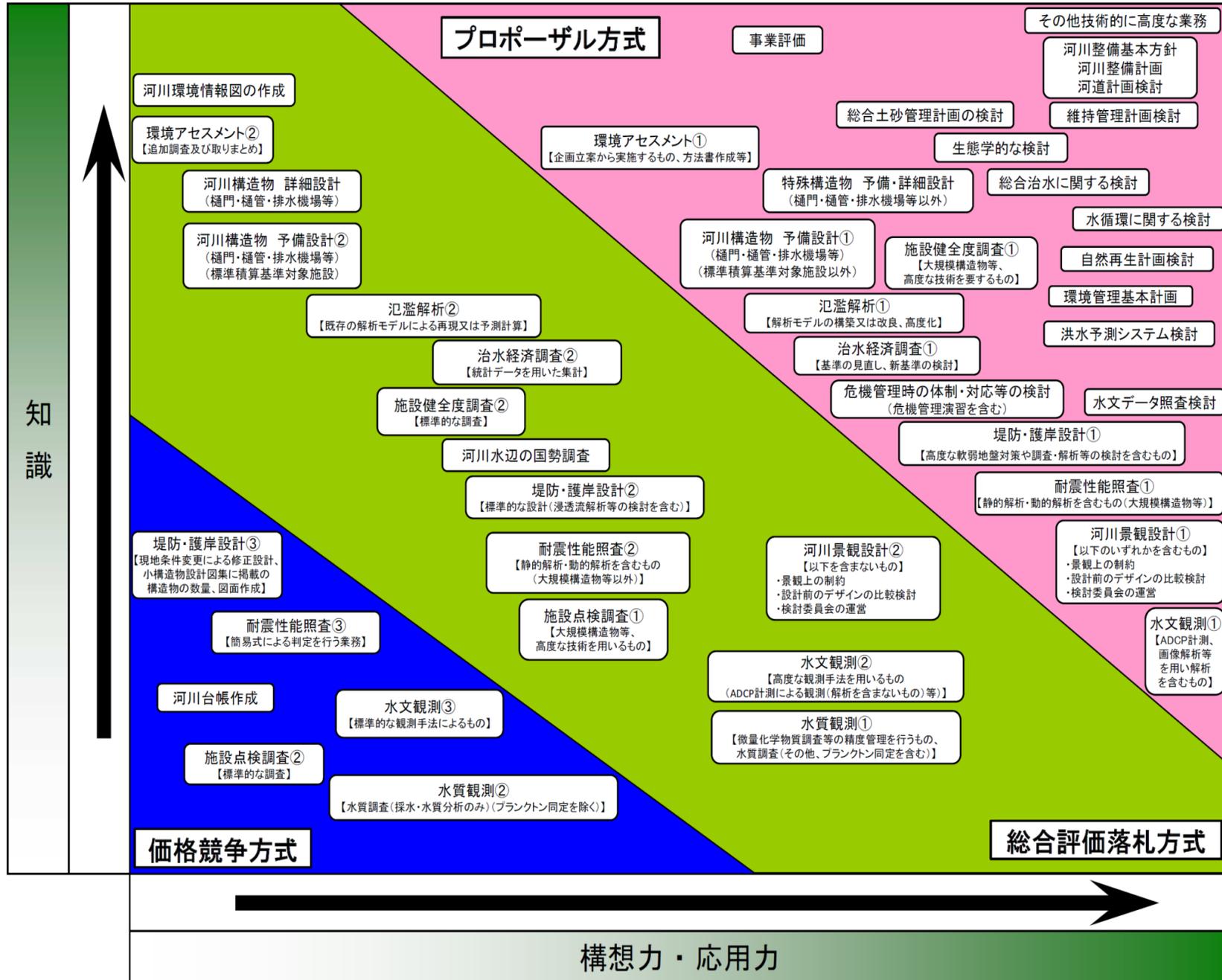


## 価格別入札・契約方式



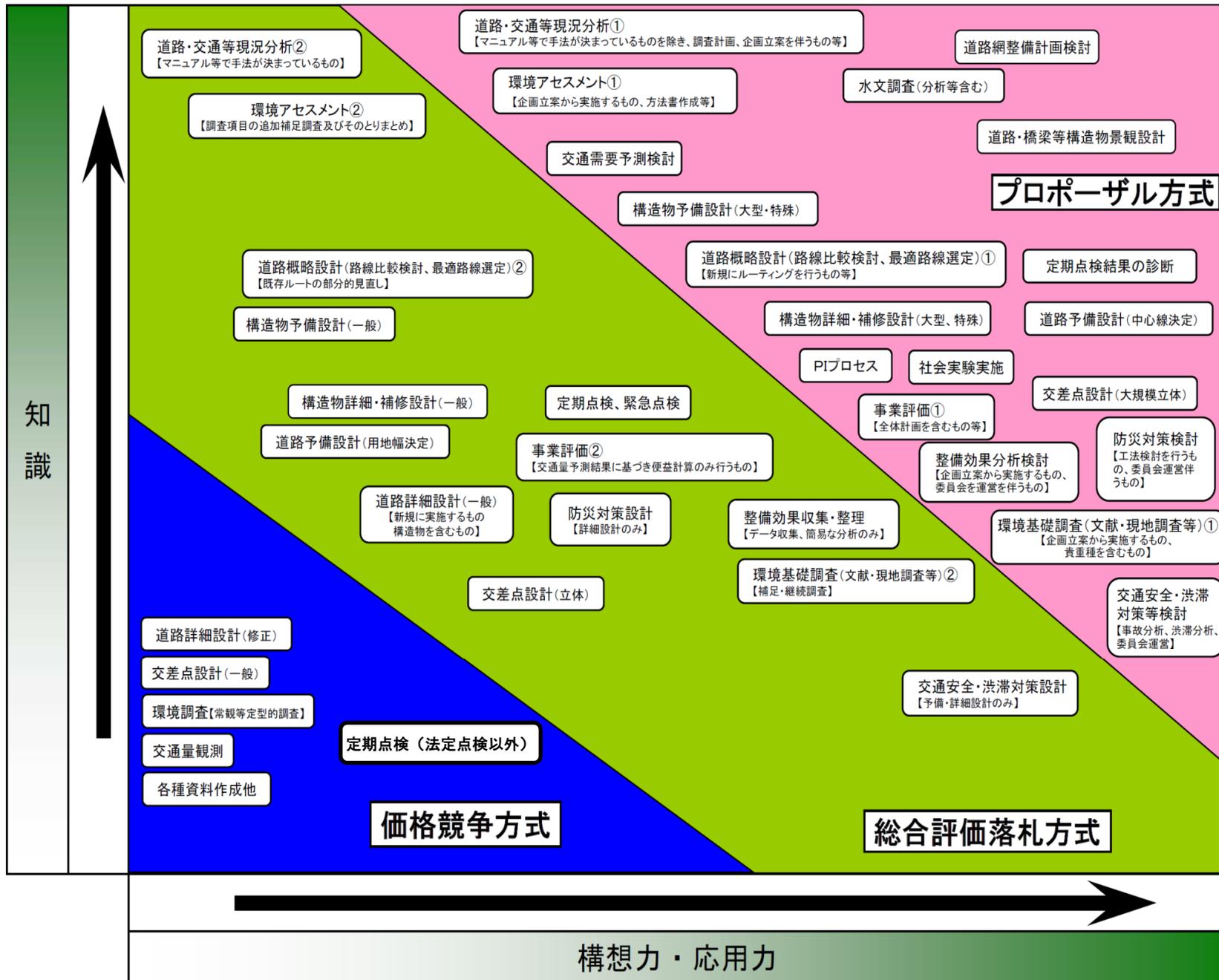
# 業務内容に応じた発注方式の選定

【河川事業】



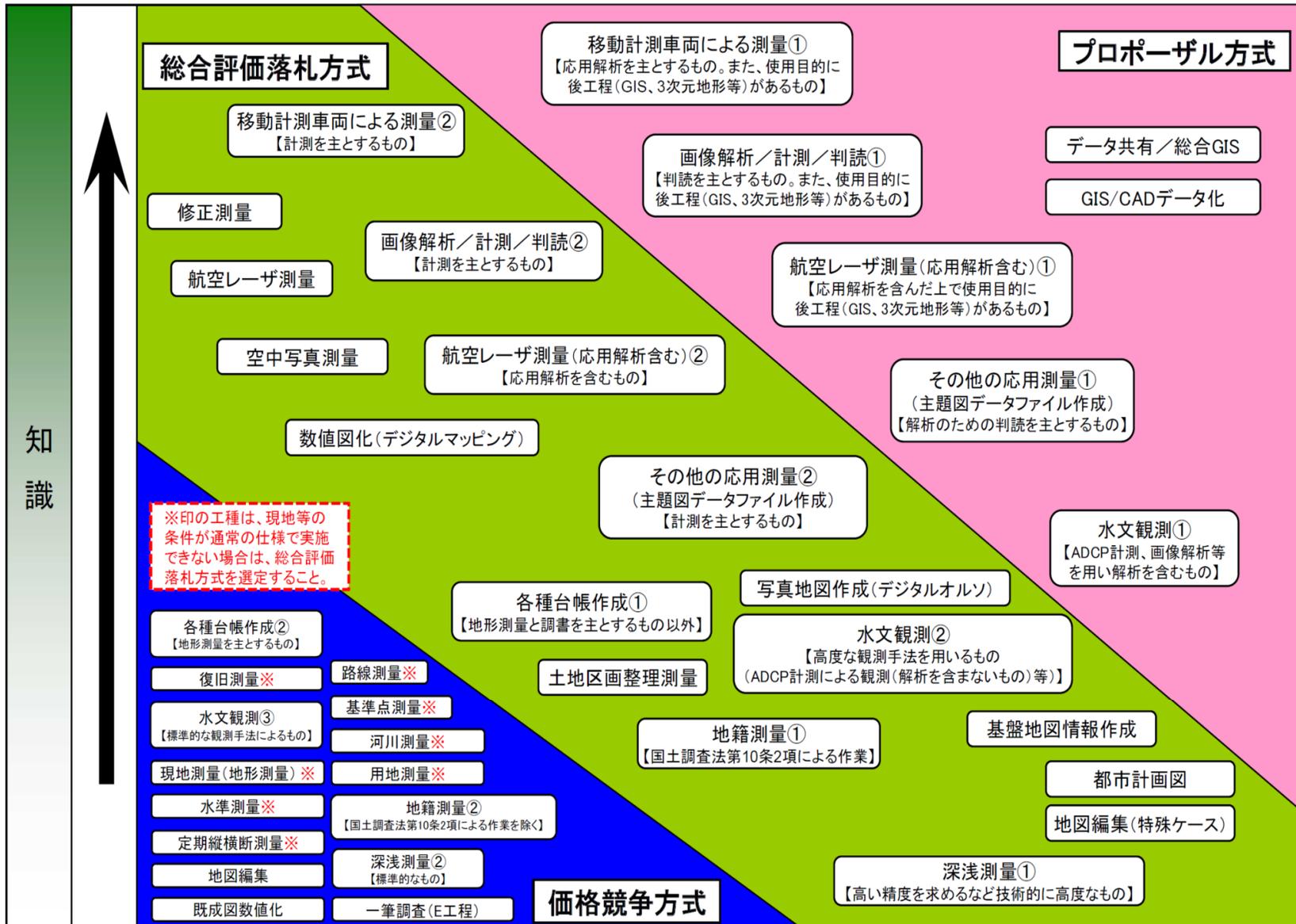
# 業務内容に応じた発注方式の選定

## 【道路事業】



# 業務内容に応じた発注方式の選定

【測量調査】



知識

構想力・応用力

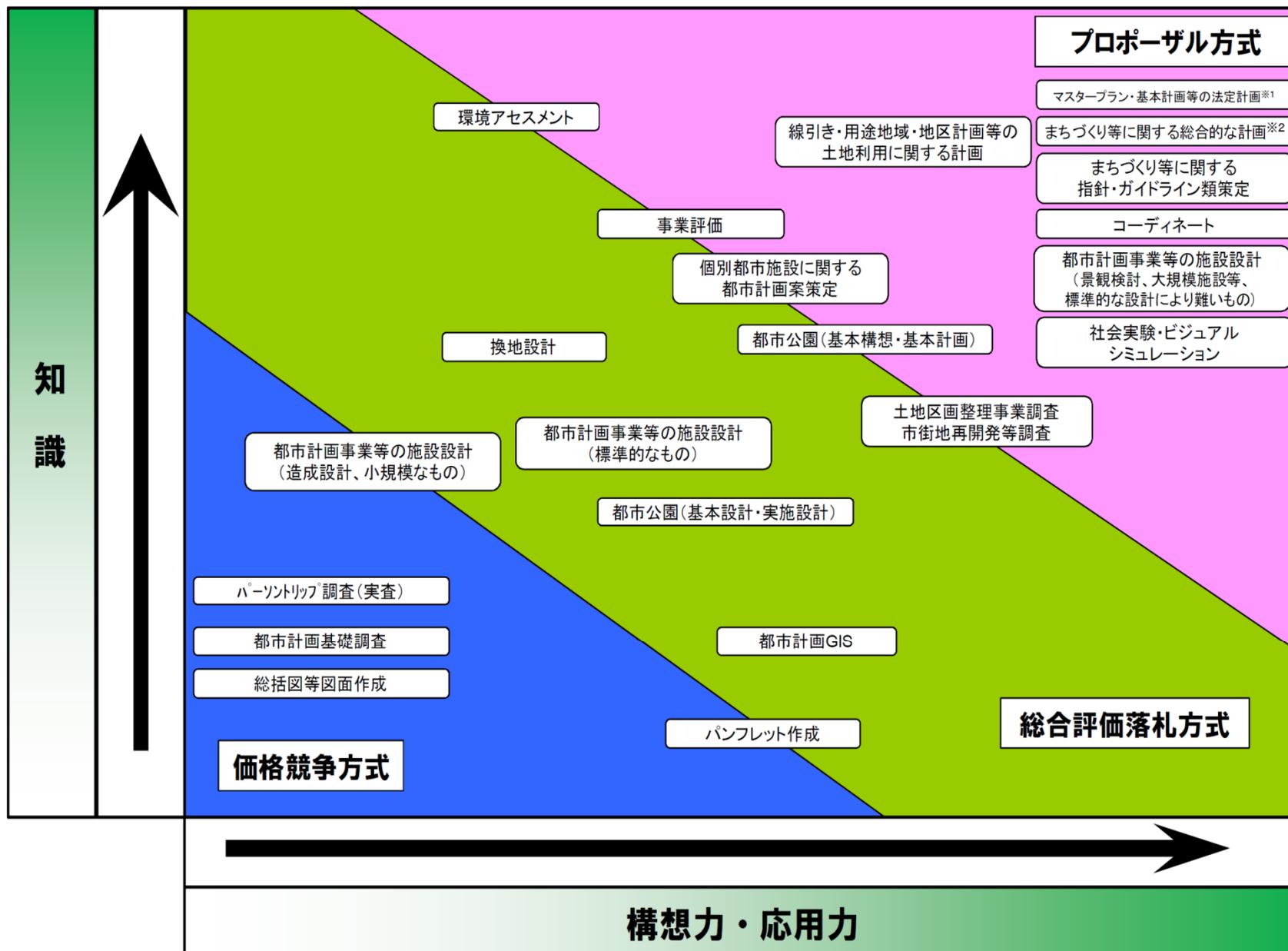
# 業務内容に応じた発注方式の選定

【地質調査】



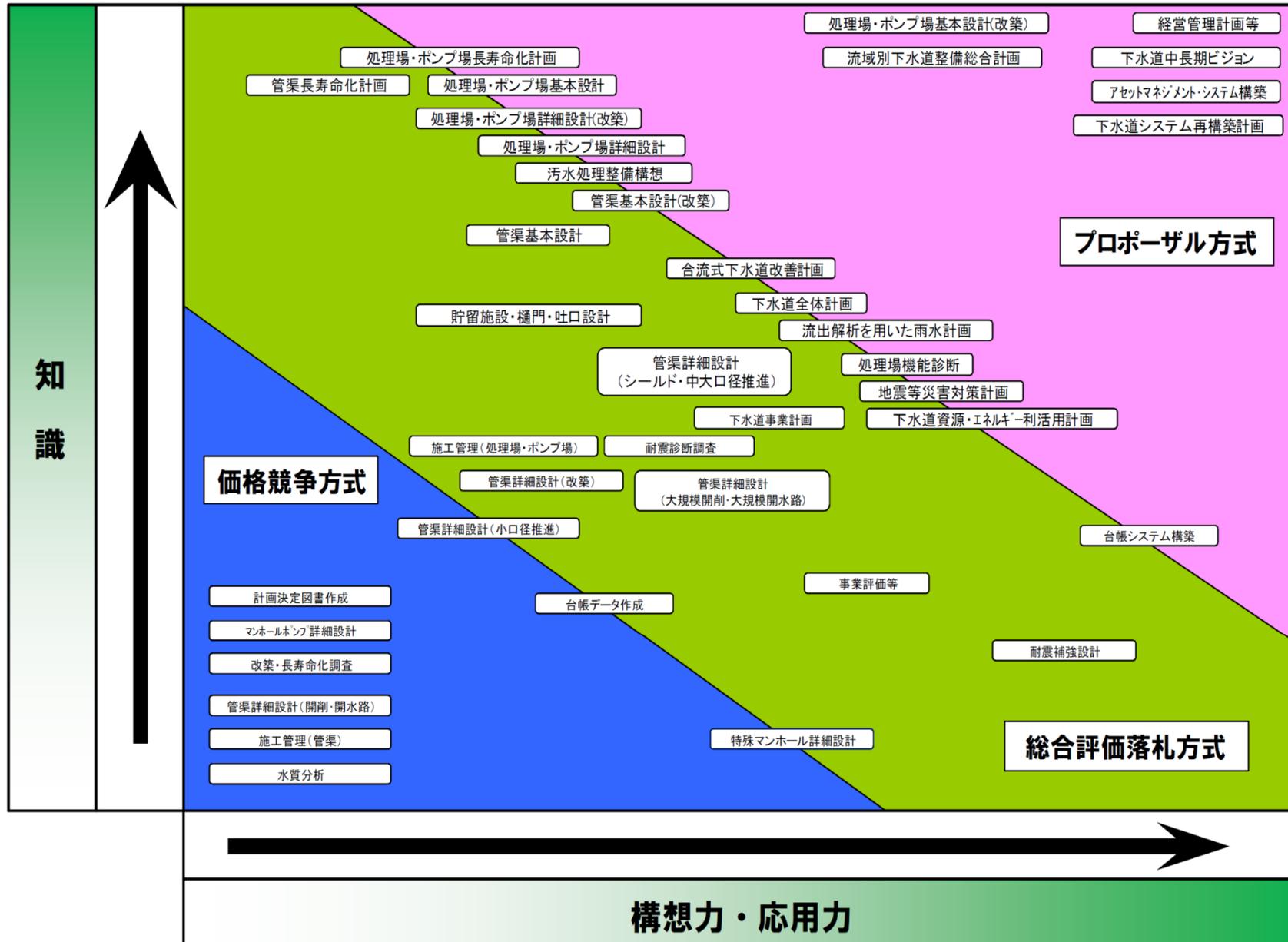
# 業務内容に応じた発注方式の選定

## 【都市計画】



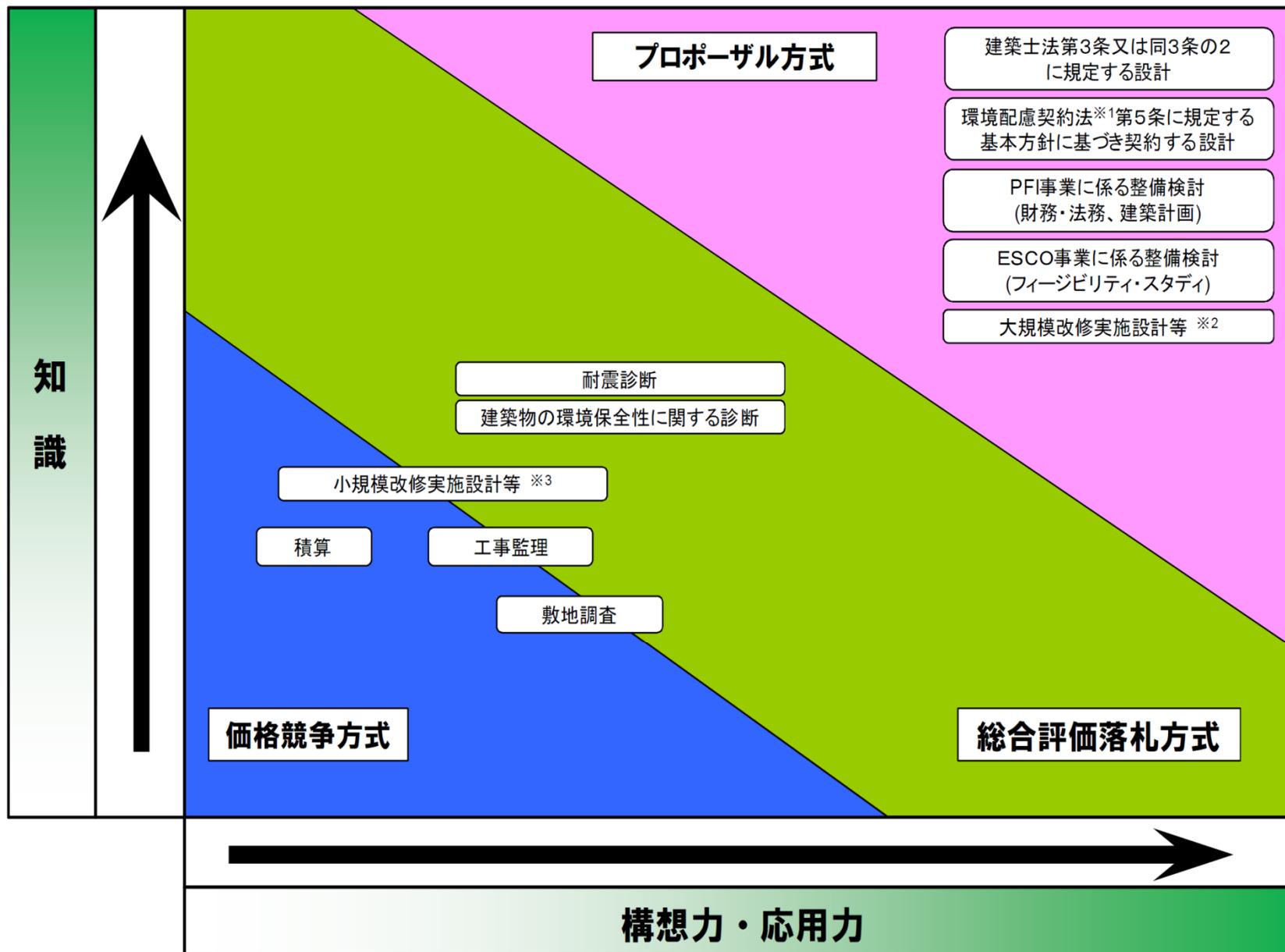
# 業務内容に応じた発注方式の選定

## 【下水道事業】



# 業務内容に応じた発注方式の選定

## 【建築】



# 平成31年度 低入札への対応

---



国土を**整**え、全力で**備**える

国土交通省  
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism  
Chugoku Regional Development Bureau

# 低入札価格調査基準の改定

## 低入札価格調査基準の見直しについて

- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う測量業務を対象に、低入札価格調査基準の範囲の上限を80%から82%へ引き上げ
- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う地質調査業務を対象に、低入札価格調査基準の諸経費の算入率を0.45から0.48へ引き上げ

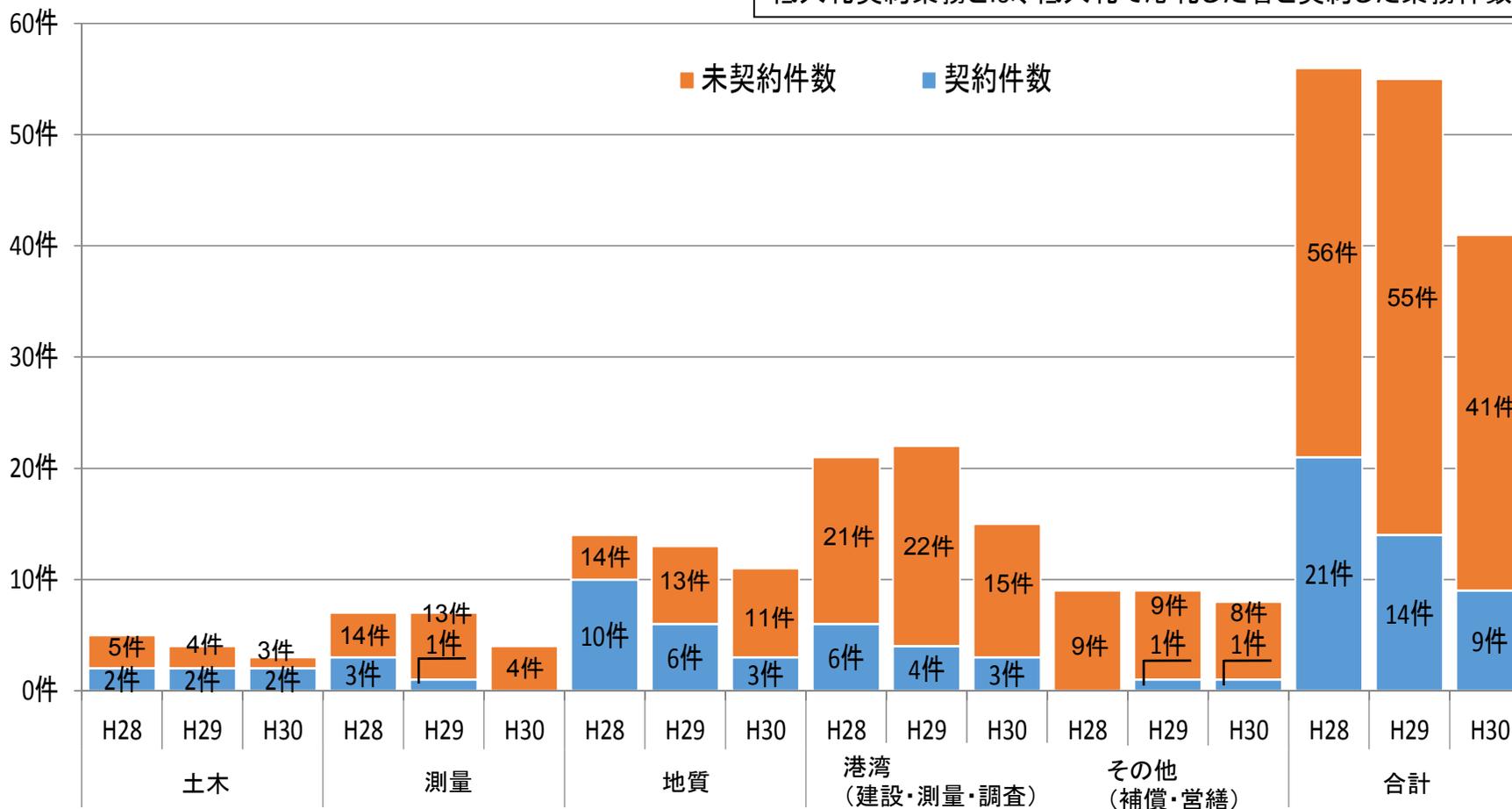
	現行	H31.4.1 ~
測量	設定範囲：60% ~ 80%	設定範囲：60% ~ <b>82%</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>直接測量費 ×1.00</li> <li>測量調査費 ×1.00</li> <li>諸経費 ×0.48</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直接測量費 ×1.00</li> <li>測量調査費 ×1.00</li> <li>諸経費 ×0.48</li> </ul>
地質	設定範囲：2/3 ~ 85%	設定範囲：2/3 ~ 85%
	<ul style="list-style-type: none"> <li>直接調査費 ×1.00</li> <li>間接調査費 ×0.90</li> <li>解析等調査業務費 ×0.80</li> <li>諸経費 ×0.45</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直接調査費 ×1.00</li> <li>間接調査費 ×0.90</li> <li>解析等調査業務費 ×0.80</li> <li>諸経費 <b>×0.48</b></li> </ul>

# 低入札の発生状況

- ◇平成30年度の低入札があった業務は41件で、低入札契約業務件数は9件。
- ◇低入札による契約件数は年々、減少。

低入札による契約件数の推移

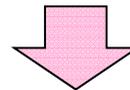
低入札とは、調査基準価格未満で応札されたもの。  
低入札契約業務とは、低入札で応札した者と契約した業務件数。



※対象は、中国地方整備局全体 (H30年度は12月末までに契約した業務)

## ● 価格競争方式における低入札

- 価格競争入札で低入札となった業務が多い
- 業団体からも、価格競争入札方式で低入札者の辞退が可能となるような制度要望あり



## ● 低入札の更なる品質確保対策の導入

中国地方整備局競争契約入札心得第6条第2項第二号の規定に基づき、低入札者の入札を申出により無効として取り扱う

### 〔入札心得 第6条第2項〕

開札後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該者のした入札は無効として取り扱うものとする。

- 二 入札公告等の定めに基づき契約担当官等が専任の監理技術者等とは別に配置を求める技術者を配置することができないとき

## ● 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

### □ 増員担当技術者の配置

【概要】 調査基準価格（品質確保基準価格）に満たない価格で入札がなされた業務については、受注者は管理技術者と同等の資格、実績を有する増員担当技術者の配置を追加した上で業務を実施することを義務付ける。

【対象】 価格競争方式

通常業務  
管理技術者



低入札業務  
管理技術者  
+  
増員担当技術者

### 増員担当技術者の要件

- ① 管理技術者の保有している業務実績(同種・類似)<sup>※</sup>と同等の実績を有する者
  - ② 管理技術者に要求される資格を有している者
  - ③ 手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ10件未満であること
- ※ 管理技術者の同種・類似の業務実績は、通常指名競争入札では要件として設定していないが、低入札者については、特記仕様書で業務実績を求める。

増員担当技術者の配置が出来ない場合は、当該入札者の入札は無効とする。

## ● 低入札者確認時の対応

- 発注者は、低入札を行った者に対し、増員担当技術者の配置の可否について、文書により確認の連絡を行う。
- 増員担当技術者の配置の可否は、受注者からの申し出による。

## ● 増員担当技術者の配置が可能な場合

低入札を行った者が増員担当技術者を配置可能と申し出た場合の発注者の対応

- 低入札を行った者に増員担当技術者の資格・要件が確認できる資料（別途様式）を速やかに提出するよう求める。
- 低入札を行った者から提出された増員担当技術者の資格・要件の確認を行う。
- 増員担当技術者の要件が満足する場合、低入札を行った者の入札を有効として、予決令第86条の低入札価格調査（中国地方整備局が定める品質確保価格調査）※を実施した上で、契約の可否を決定する。

※（ ）は500万円以上 1000万円未満の場合

- 増員担当技術者の要件が満足しない場合、中国地方整備局競争契約入札心得第6条第2項第二号の規定に基づき、低入札を行った者の入札を無効として取り扱うこととする。

## ● 増員担当技術者の配置ができない場合

低入札を行った者から増員担当技術者の配置ができない旨の申し出があった場合、当該者の入札を無効として取り扱う。

増員担当技術者の配置ができない場合の申出書（雛形）

平成 年 月 日

支出負担行為担当官中国地方整備局長

又は

分任支出負担行為担当官中国地方整備局

〇〇事務所長 殿

住所

氏名

印

下記業務において、当社の入札額が予決令第85条に基づく調査基準価格に満たなかったことから、入札説明書に規定する「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」の実施可否について確認の連絡を受けましたが、当該義務のうち増員担当技術者の配置について、実施できないことを申し出ます。

件名 \_\_\_\_\_

# 平成31年度 設計業務等標準積算基準書の歩掛改定

---



国土を**整**え、全力で**備**える

国土交通省  
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism  
Chugoku Regional Development Bureau

## 1. 改定概要

- 歩掛実態調査結果等を今年度分析し、下記項目について、歩掛を作成・改定

### 1. 標準歩掛を改定

- ・河川測量業務：実態乖離の是正
- ・深淺測量業務：実態乖離の是正
- ・弾性波探査業務：実態乖離の是正

## 2. 次年度の予定

- 業界団体ヒアリング、発注件数、技術基準の改定等の状況を踏まえ、歩掛調査・新設・改定を順次実施
  - ・H30・H31調査結果を分析し、歩掛を改定
  - ・過年度準備をもとに、歩掛実態調査及び調査準備を実施

## 1. 改定概要

- 河川測量業務：歩掛の実態との乖離の対応
- 深淺測量業務：歩掛の実態との乖離の対応
- 弾性波探査業務：歩掛の実態との乖離の対応

## 2. 内容

- 河川測量業務：歩掛の実態との乖離の対応

1業務あたり  
－（作業計画）

	測量主任技師	測量技師	測量技師補
現行歩掛	0.8	0.6	0.3
改定歩掛	1.1	0.6	0.4

- 深淺測量業務：歩掛の実態との乖離の対応

1業務あたり  
－（作業計画）

	測量主任技師	測量技師	測量技師補
現行歩掛	0.2	0.3	0.4
改定歩掛	0.5	0.4	0.4

- 弾性波探査業務：歩掛の実態との乖離の対応

弾性波探査（解析等調査業務費）：

1kmあたり（○：新設）

－（現地踏査）

－（解析）

－（○照査）

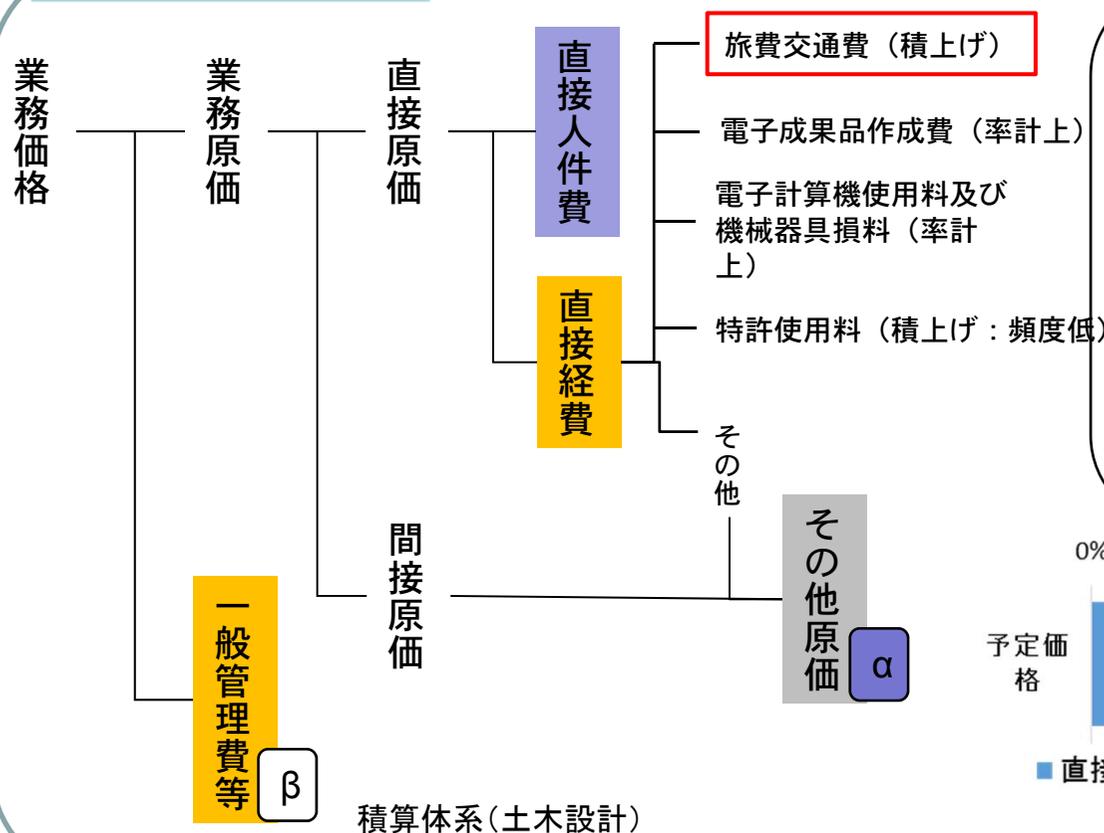
	理事、技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)
現行歩掛	1.5	4.5	4.5	6.0
改定歩掛	1.7	5.3	4.5	5.0

# -合理化- 旅費交通費等の積算改善

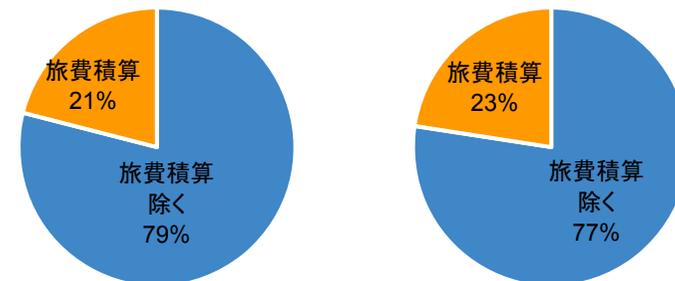
## 1. 背景

- 旅費交通費の積算に関する担当者の負担が大きく、公告質問での個別対応が求められるケースも多いため、違算によるリスク低減や積算の合理化による業務効率化が必要。
- 受注者が行う積算においても業務の本質と異なる旅費交通費の積算に多くの労力をかけており、生産性の低下を招いている。

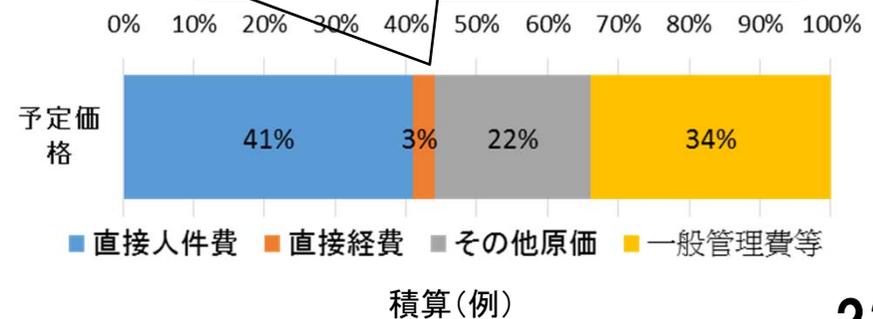
## 2. 検討内容



積算所要時間 H29年度アンケート結果より  
発注者 受注者



受発注者ともに予定価の3%の旅費積算部分について全積算時間の2割以上をかけている。



# 旅費交通費の積算について

適用対象業務において以下の率によって当初旅費交通費の積算を行う。  
(乖離の状況については、フォローアップ調査の実施)

## 現行の積算方法

- 旅費交通費の積み上げ

旅費交通費 =  
交通費(鉄道運賃等)  
+ 往復旅行時間にかかる直接人件費



## 試行の積算改善の方向性

- 旅費交通費の率計上
- 実態調査の継続的な実施
- 実態に応じた旅費交通費の設定

## 別表(旅費交通費 H30設定率)

区分	旅費割合(対直接人件費) ※1
測量業務	0.56%
地質調査業務※2	2.14%
土木設計業務	0.63%
調査、計画業務	1.49%
工事監督支援業務	4.15%

※1 宿泊、滞在なしの場合

※2 地質調査業務については直接調査費

【参考】

## 設計業務委託等技術者単価について



国土を**整**え、全力で**備**える

国土交通省  
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism  
Chugoku Regional Development Bureau

## 1. 設計業務委託等技術者単価とは

- ・ 設計業務委託等技術者単価は、国土交通省が発注する公共工事の設計業務委託（コンサルタント業務・測量業務等）の積算に用いるための単価。
- ・ 毎年度実施している給与実態調査結果に基づいて決定。

## 2. 平成31年度技術者単価の概要

	対前年度比	(H24比)
<b>【全職種平均】</b>	<b>39,055円</b>	<b>+3.7%</b> (+25.0%)

(内訳)		対前年度比	(H24比)
設計業務	平均 47,300円	+3.1%	(+23.4%)
測量業務	平均 32,620円	+4.7%	(+43.8%)
航空・船舶関係業務	平均 36,560円	+3.7%	(+20.5%)
地質調査業務	平均 34,700円	+3.9%	(+27.3%)

(参考) 近年の技術者単価の伸び率 (全職種平均)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	(H24比)
全職種	+0.4%	+4.7%	+4.7%	+3.8%	+3.1%	+3.0%	+3.7%	(+25.0%)

# 平成31年度 設計業務等業務共通仕様書の改正

---



国土を**整**え、全力で**備**える

国土交通省  
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism  
Chugoku Regional Development Bureau

# 設計業務委託等に関する共通仕様書の改定等

## 土木設計・測量・地質調査等の業務関係共通仕様書

※この他、必要箇所において文言を修正

テクリス登録時の確認方法の変更。

### 共通仕様書の改正イメージ

改 正	現 行
第1編共通編 第1章総則 第1110条提出書類 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了・ <b>訂正時</b> に業務実績情報として <b>作成した</b> 「登録のための確認のお願い」を <b>テクリスから調査職員にメール送信し</b> 、調査職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日(休日等を除く)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日(休日等を除く)以内に、完了時は業務完了後、15日(休日等を除く)以内に、 <b>訂正時は適宜</b> 、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は8名までとする)。	第1編共通編 第1章総則 第1110条提出書類 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15日(休日等を除く)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日(休日等を除く)以内に、完了時は業務完了後、15日(休日等を除く)以内に、 <b>書面により調査職員の確認</b> を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は8名までとする)。

# 設計業務委託等に関する共通仕様書の改定等

## 土木設計・測量・地質調査等の業務関係共通仕様書

※この他、必要箇所において文言を修正

テクリスシステムの更新に伴い、低入札調査基準価格以下で落札された業務について業務名の登録方法の記載を変更する。

## 共通仕様書の改正イメージ

改 正	現 行
<p>第1編共通編 第1章総則</p> <p>第1110条提出書類 また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「<b>低価格入札である</b>」にチェックをした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確認を受けること。</p>	<p>第1編共通編 第1章総則</p> <p>第1110条提出書類 また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札された場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確認を受けること。 例：【低】〇〇〇〇業務</p>

※この他、必要箇所において文言を修正

## 土木設計・測量・地質調査等の業務関係共通仕様書

発注者の責務の明確化のため、貸与資料の貸与時期の記載を追加。

### 共通仕様書の改正イメージ

改 正	現 行
<p>第1編共通編 第1章総則</p> <p>第1113条 資料の貸与及び返却</p> <p>調査職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。</p> <p><u>なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。</u></p>	<p>第1編共通編 第1章総則</p> <p>第1113条 資料の貸与及び返却</p> <p>調査職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。</p>

# 平成31年度 業務成果等の品質確保に向けた取り組み

---



国土を**整**え、全力で**備**える

国土交通省  
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism  
Chugoku Regional Development Bureau

## 1. 目的

- ・適正な履行期間を確保した上で、測量、地質調査及び設計の一連の流れを踏まえ、計画的な業務発注（早期発注）に努め、履行期限が年度末に集中することを防ぐ。  
→履行期限の年度末集中による受注者の作業時間・照査時間の不足により発生する不具合を回避する。

## 2. 実施内容

- ・履行期間の適正な確保  
「設計業務等標準積算基準書（参考資料）」における履行期間の算定をもとに適正な期間を確保する。
- ・履行期限の平準化  
履行期限の設定については、当該月に履行期限を迎える業務件数の比率が以下の数値になることを目標とする。

4月～12月	30%以上	（4月～12月の合計）
1月～3月	70%以下	
3月	40%以下	

なお、業務履行過程における契約内容の変更などにより、やむを得ず履行期間の延長などが発生することを踏まえ、最終的な履行期限が目標値に達成するよう、当初目標の引き上げや適切な業務管理を図る。

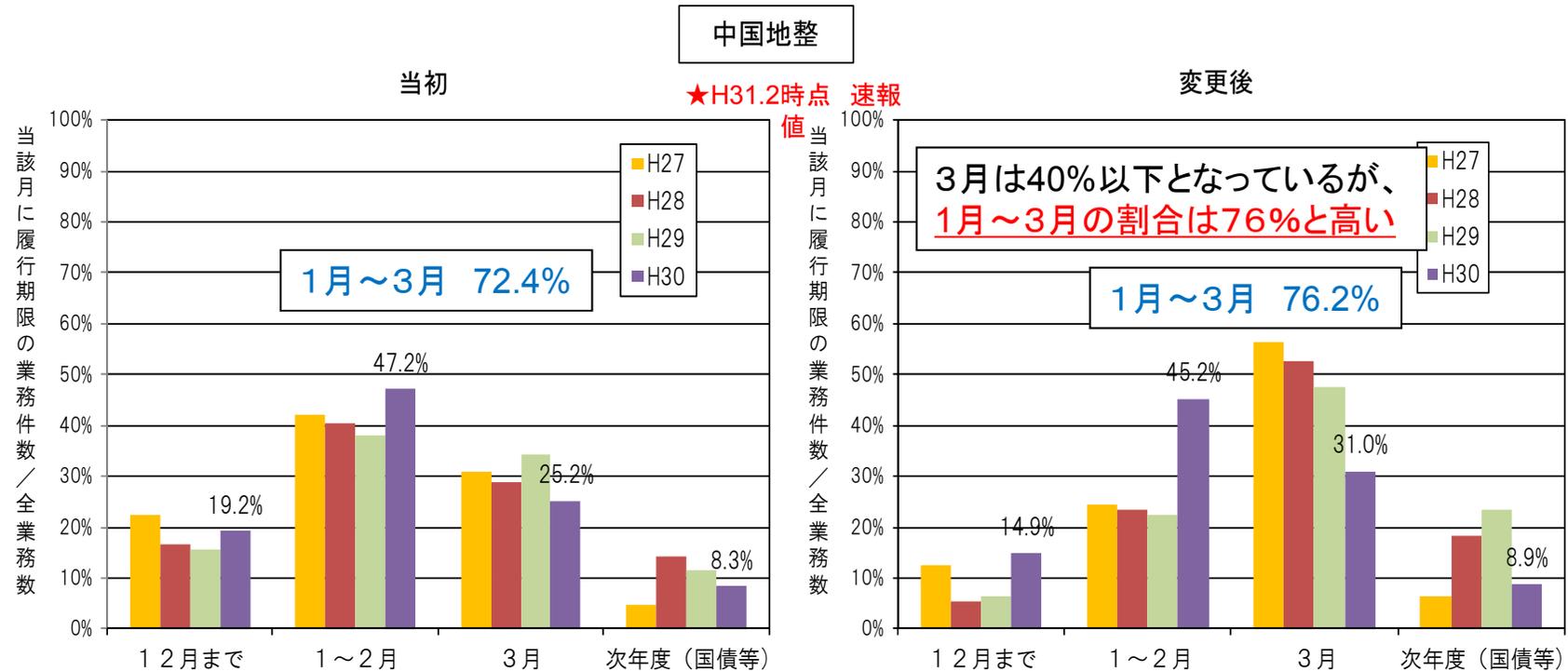
## 3. 対象

- ・全ての業務（測量・地質調査・土木関係建設コンサルタント業務）を対象とする。  
ただし、発注者支援業務等および環境調査など1年間を通じて実施する業務については、対象外とする。

4. 実施状況

平成27～30年度業務の履行期限設定状況及び結果(測量・地質調査・土木関係建設コンサルタント)

**【目標】業務完了時期の割合**  
**H30年度** 4月～12月:25%以上、1～2月:25%以上、3月:50%以下  
**H31年度** 4月～12月:30%以上、1～3月:70%以下、3月:40%以下



- ・早期発注、**国債、当初ゼロ国債を活用**して計画的に業務発注
- ・年度内に適切な履行期間を確保できなくなった場合は、適切に翌債手続を実施
- ・業務完了時期が1月～3月となる業務件数割合の減少を目指す

## ②条件明示の徹底(条件明示チェックシート(案)の試行) (1/3)

### 1. 目的

- 発注者の条件明示の遅延等による履行期間の圧迫、作業の手戻り等を回避し、業務成果の品質確保を図る。

### 2. 実施内容

- 詳細設計業務発注時において、発注者が必要な設計条件等を確認するためのツールとして、**条件明示チェックシート(案)を活用**

- ・ 未確定の設計条件については、条件確定の予定時期や協議の進捗状況等を条件明示チェックシート(案)に記載し、詳細設計業務の受注者に提示
- ・ 受注者は、発注者から受け取った条件明示チェックシート(案)を業務スケジュール管理表に反映し運用

#### 条件明示チェックシート(案)の確認項目

- ① 適正な履行期間の確保及び履行期限の設定の確認
- ② 基本的な設計条件・計画条件等の確認
- ③ 関係機関との調整事項、協議の進捗状況等の確認
- ④ 貸与資料(測量・地質・予備設計成果等)の確認
- ⑤ その他(事業間連携、コスト縮減、環境対策等の確認)

➡ 予備設計時に作成 ⇨ 詳細設計受注者に適切な時期に設計条件を提示し、業務に反映。

### 3. 体制

- 確実な条件明示のための体制として、「**設計業務の条件明示検討会(仮称)**」を開催し、明示すべき設計条件について、設計図書に確実に反映できているかを副所長以下の複数の視点で確認  
〔開催時期〕 詳細設計業務発注の決裁前に実施  
〔確認体制〕 副所長、発注担当課長、調査職員等 **※発注者責任の確実な履行**

### 4. 試行

- 平成24年度 道路詳細設計、橋梁詳細設計
- 平成25年度 【追加】 樋門・樋管詳細設計、排水機場詳細設計、築堤護岸詳細設計、山岳トンネル詳細設計、共同溝詳細設計
- 平成26年度 【追加】 砂防堰堤詳細設計

## ②条件明示の徹底(条件明示チェックシート(案)の試行)(2/3)

紹介

### 条件明示チェックシート(案)【道路詳細設計の抜粋】

道路詳細設計業務実施に必要な条件			対象項目	確認状況	確認日	確認資料	備考	担当課長による確認	
No	明示項目	主な内容 ■ ……重点項目(条件確定に時間がかかる項目であり、条件未確定の場合は、業務履行に影響が大きくなるため、早期に調整すること)	【選択】 ○:対象 ×:対象外	【選択】 ○:全条件確定済 △:一部条件確定済 ×:条件未確定	確認日を記入	確認できる資料の名称、頁等を記入	確認状況「○」以外の進捗状況を記入。確定予定、協議実施予定の時期がわかるもの等については、具体的に記入する。	【選択】 ・確認済 ・未確認	
1	履行期間 事業 スケジュール	履行期間は適切になっているか。	○	○	H23.12.22	………		確認済	
		事業スケジュールは明確になっているか。	○	○	H23.12.22	………		確認済	
2	基本的な 設計条件	暫定計画、将来計画の有無を確認し、反映しているか。	○	×			半月後に提示予定	確認済	
		設計範囲、内容、数量は明確になっているか。	○	○	H23.12.22	………		確認済	
		気象条件(積雪寒冷地の適用等)は明確になっているか。	○	×			………	予備設計時の協議内容、決定事項を整理中	確認済
		地下水(自然水位、被圧水位)、湧水、河川水位の条件・状況は明確になっているか。	○	○	H23.12.22	橋梁予備設計報告書PXX		確認済	
		動植物等に係わる制限は明確になっているか。	×					確認済	
		道路規格とその根拠は明確になっているか。	○	○	H23.12.22	………		確認済	
		道路の設計速度とその根拠は明確になっているか。	○	○	H23.12.22	………		確認済	
		道路の必要内空(建築限界等)は明確になっているか。	○	○	H23.12.22	………		確認済	
		設計交通量、大型車混入率等とその根拠は明確になっているか。	○	○	H23.12.22	………		確認済	
道路の横断面構成とその根拠は明確になっているか。	○	○	H23.12.22	………		確認済			

## ②条件明示の徹底(条件明示チェックシート(案)の試行)(3/3)

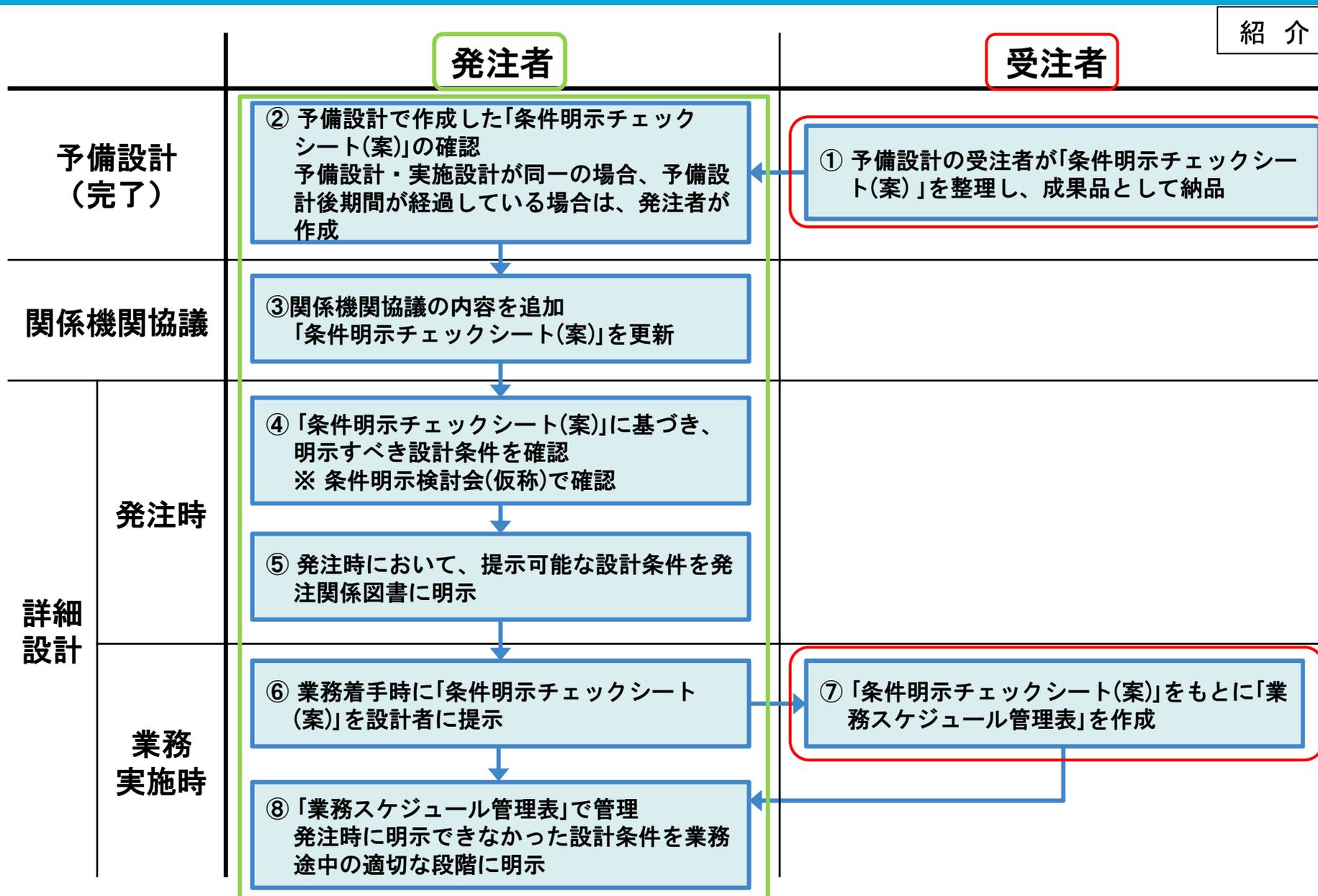


図 条件明示チェックシート(案)の運用の流れ

<p>目的</p>	<p>○現地の詳細状況や制約条件等を設計等に反映。</p>
<p>概要</p>	<p>○設計に際し留意すべき各種現地の情報や状況を関係者が一同に会し共有する事により、現地の詳細状況や制約等を成果品に反映させる。</p> <p>事例：設計条件、施工の留意点、関連事業や計画の進捗、用地取得状況、進入路、施工ヤード、周辺施設、用排水路等</p>
<p>実施体制</p>	<p>○業務発注担当課＋工事監督者等＋受注者(コンサル等)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">主任調査職員 または 調査職員</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">監督職員 または 主任監督員と見込まれる者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">管理技術者</div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>発注担当課とは、主任調査職員または調査職員、受注者とは、管理技術者 また、工事監督員等は、当該業務に関連のある事業箇所の監督職員、 事業箇所の監督職員が未定の場合は、主任監督員として見込まれる者等をいう。 受発注者協議により、複数回実施することも可能とする。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">※H29から地質技術者等の参画による品質確保の試行を実施</div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> </div>
<p>その他</p>	<p>○業務内容に応じて、「参加者の選定」と「適切な開催時期」を検討する。</p> <p>○事前に確認事項を整理する等、効率的な合同現地踏査の実施に努める。実施後は、実施内容について記録等をし、受発注者間での情報共有を徹底する。</p> <p>(事例：議事録、合同現地踏査時の情報を平面図に落とし、参考資料として成果に添付するなど)</p>

## ④業務スケジュールの適切な管理

継続

### 目的

○受発注者双方が役割分担を明確化し、進捗状況を共有することで適切に工程を管理。

### 概要

○受注者は、契約後速やかに業務スケジュール管理表(以下管理表)を作成、発注者の承諾を得る。

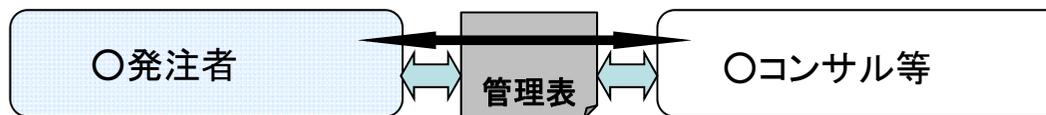
管理表の記載項目例(作業内容、工程、発注者が行うべき※条件明示内容、受発注者の検討期限等)

○発注者は管理表に記載された設計条件に関する質問等に迅速に対応し、回答待ちによる作業時間・照査時間の短縮を防ぎ、適切な業務の実施に努める。

※条件を明示する前提条件として、「設計が進捗しなければ判断できない項目」、「関係者との協議が必要な項目」もあることから、あらかじめ当該項目については明示可能な時期等を受注者と合意しておく事も必要。

### 実施体制

○業務発注担当課＋受注者(コンサル等)



### その他

○受注者は、管理表を業務進捗にあわせ常時最新の情報に更新する。

○管理表の様式は過度に複雑化せず受発注者双方が利用しやすい様式とする。

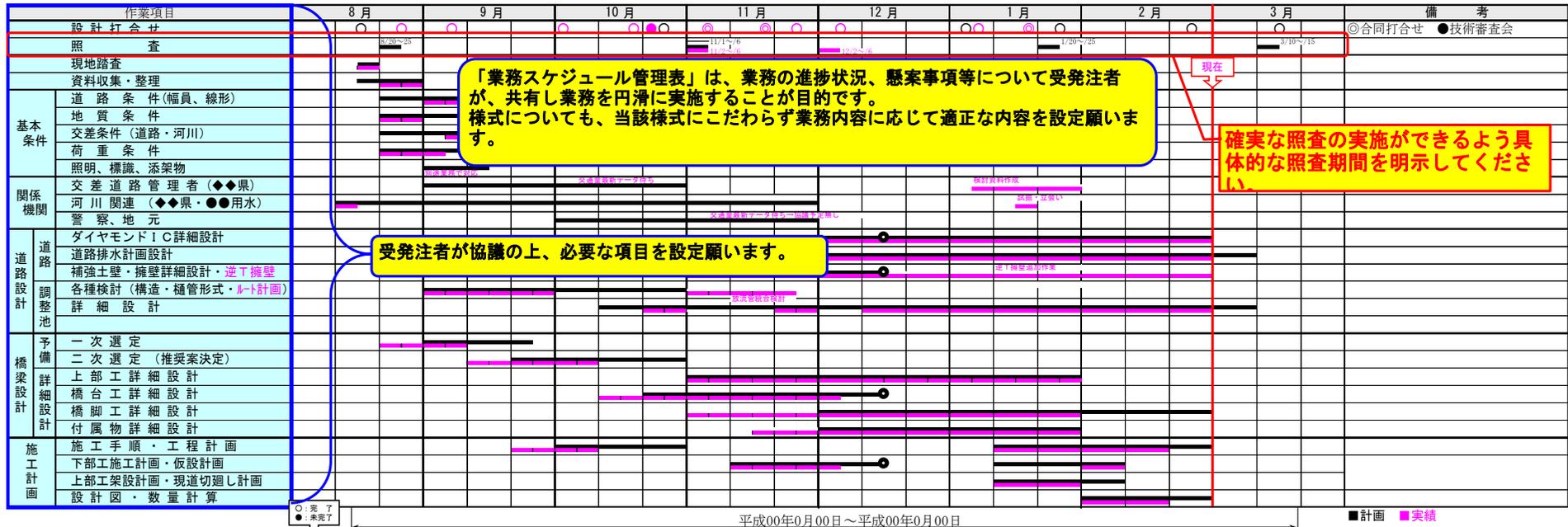
# 業務スケジュールの適切な管理【記載例】

参考

【記載例】業務スケジュール管理表

## 履行期間設定支援型スケジュール管理表の試行を開始

業務名	平成00年度 00号△△BP〇〇詳細設計業務			現在の課題、問題	<道路>特に無し <調整池>調整池設計(樋管)に関して、今後河川協議が必要
設計会社名	××株式会社			面の目標、予定	工期内納品
契約額	¥00,000,000(消費税込み)			次回打合せ	*/ 00:00~: 施工計画、新技術活用検討、技術提案内容の実施状況説明
管理技術者	〇〇	〇〇	***@***.co.jp	TEL:000-000-0000	照査技術者名を追記
担当技術者(主)	△△	△△	***@***.co.jp	TEL:000-000-0000	
担当技術者(副)	××	××	***@***.co.jp	TEL:000-000-0000	
照査技術者	□□	□□	***@***.co.jp	TEL:000-000-0000	



着手日	作業事項(タスク)	作業者		期限	状況	今後の検討事項・課題・目標		懸案事項	解決策等
		発注者	受注者			内容	予定		
〇/〇	着手時 通知書、経歴書、技術者届等		〇	〇/〇	済				
〇/〇	業務計画書、業務カルテ		〇	〇/〇	済				
〇/〇	現地踏査報告		〇	〇/〇	済				
〇/〇	身分証明書の発行	〇				完了時に返却	〇/〇		
〇/〇	変更時 変更業務計画書、業務カルテ		〇		二				
〇/〇	業務カルテ		〇		二				
〇/〇	〇〇都計道縦断照査	〇	〇		済	*/* 〇〇川の将来計画資料借用		当初設計縦断の照査	
〇/〇	●●用水近接施工協議(〇〇樋管)	〇	〇		済	近接施工の方法について決定		矢板引抜きの影響が生じないようできる限り離隔を確保する	・10/1当初縦断にて問題が無いことを報告 恒久クラウドによる影響の遡断を提案
〇/〇	●●用水近接施工協議(調整池)	〇	〇		済	調整池の放流管統合検討を行う		放流管の統合検討	河川管理者に再度、統合をしない方針で発注者側から協議をする 河川協議を行う(施工協議を含む)
〇/〇	●●用水近接施工協議(放流管)	〇	〇		済	●●用水に近接施工の説明を行い了承を得る		計画事項について●●の承諾を得る	試験結果を反映した放流管法線及び近接度合いの検討
〇/〇	設計技術審査会資料(案)の提出		〇		済			交差点変更の経緯を纏める	メール、電話により発注者と調整中
〇/〇	説明資料(案)の提出		〇	〇/〇	済			内容確認協議の実施	
〇/〇	説明追加資料の作成・提出	〇	〇	〇/〇	済	完了			最終変更資料1/13送付済み完了

○必要な作業事項、作業者、期限等を明確化する。  
○発注者の判断・指示の回答期限の遅延によりその後の業務工程に影響を及ぼし、業務の一時的・繰越処理等を含む履行期間の延長及び業務委託料の変更が必要な場合には、契約書の定めに基づき適切な処理を徹底すること。

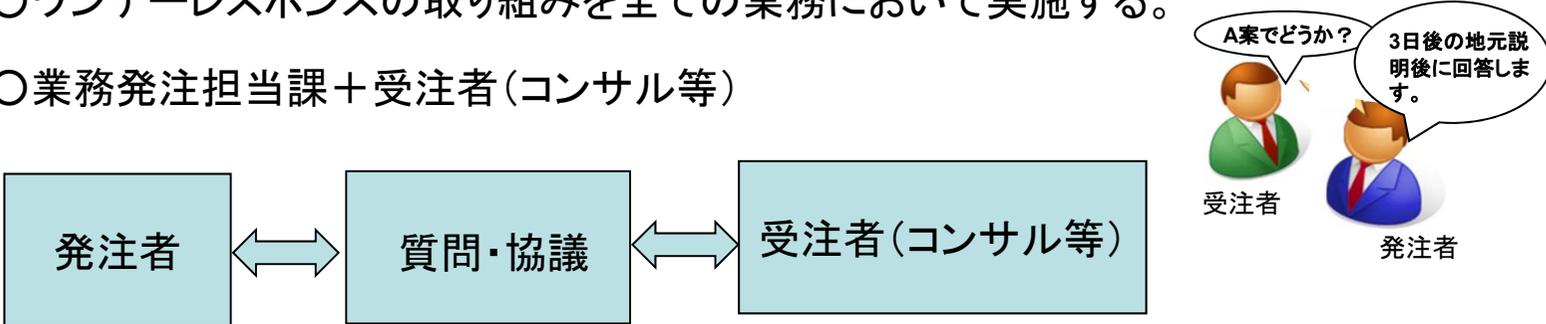
○作業事項毎に「状況」や「今後の作業や検討事項」をあらかじめ抽出する。

○懸案事項、解決策を記載し受発注者の情報共有を図る。

◎業務スケジュール管理表は、当該業務の全関係者(受発注者)が最新の状況を共有することが重要。

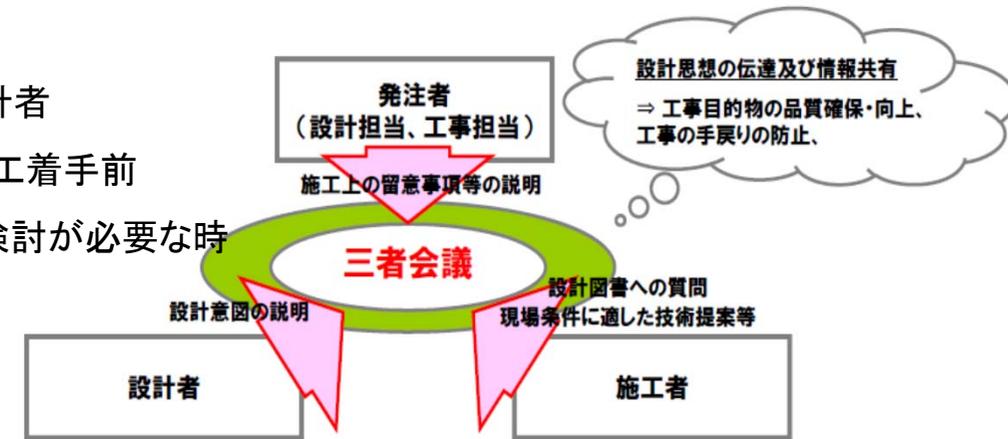
## ⑤ワンデーレスポンスの実施

継 続

目的	○業務実施中に受注者より設計上検討に関する質問・協議があった際に回答。
概要	○業務実施中に受注者より設計上検討に関する質問・協議があった場合には、その日に回答することを原則とする。 ○なお、回答に検討期間を要する場合は、回答が可能な日を受注者に通知する。 ※質問・協議に対する回答については、主任調査職員等による書面で行う。
実施体制	○ワンデーレスポンスの取り組みを全ての業務において実施する。 ○業務発注担当課＋受注者(コンサル等) 
その他	○受注者は、業務進捗に合わせて、適切な時期に質問・協議を行う。 ※質問・協議事項の優先順位や重要度を示した上で、検討期間も踏まえた適切な時期に質問・協議を行うこととする。

## ⑥三者会議の実施

継 続

目的	<p>○工事目的物の品質確保を目的として、施工段階において、発注者（設計担当、工事担当）、設計者、施工者の三者による「三者会議」を実施し、設計思想の伝達及び情報共有を図る。</p>
概要	<p>○会議では、設計者からの設計意図の説明、発注者からは施工上の留意事項の説明、施工者からは現場条件に適した技術提案の説明等を行い、それらに関する質疑応答を通じて、参加者間の情報共有を図る。</p> <p>なお、回答に検討期間を要する場合は、回答が可能な日を受注者に通知する。</p>
実施体制	<p>○三者会議の構成・実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・出席者：発注者、工事施工者、設計者</li><li>・時 期：①施工計画作成時等の施工着手前 ②現場条件の変更に伴う検討が必要な時 ③工事完成後</li></ul> <p>※H29から地質技術者等の参画による品質確保の試行を実施</p> 
その他	<p>○対象工事は、発注者が指定する場合、現場条件が特殊である、施工に要する技術が新規または高度である等、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要があると認めた工事とする。また、工事請負業者からの申し出に応じて、三者会議を実施できるものとする。但し、発注者が三者会議の開始が可能と判断した場合に限る。</p> <p>○三者会議に係る設計者の経費は、発注者が負担する。</p>

## 1. 背景

- 詳細設計照査要領の実施の義務付け、必要な照査期間の確保、照査技術者自身による照査報告の実施により、**受注者による確実な照査を実施するための環境を整備する。**  
→ **受注者の照査に対する意識の向上、照査の質の向上を図る。**

## 2. 実施内容

### ○ 「詳細設計照査要領」の義務付け

基本事項の照査については、「詳細設計照査要領」に基づき実施することを特記仕様書で義務付けることにより、基本的事項の照査内容を統一し、成果品の品質確保を図る。

### ○ 照査期間の確保

業務着手段階において、照査の実施時期、必要な期間について、受発注者で協議の上、その着手日及び期限を定め、業務管理スケジュール表等に明示することにより、照査期間を配慮した工程管理を行う。

### ○ 照査技術者自身による照査報告

業務の成果品納入時において、成果品のうち照査報告書については、照査技術者自身による報告を原則とすることにより、受注者の照査に対する意識の向上を図る。また、成果品の納入時以外においても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

## 3. 対象

- 「詳細設計照査要領」の義務付け → 詳細設計業務8工種
- 照査期間の確保 → 全ての詳細設計業務において、原則実施する。
- 照査技術者自身による照査報告 → 全ての詳細設計業務において、原則実施する。

# ⑦ 確実な照査の実施（赤黄チェックの義務化）

継続

## 1. 背景

- 三者会議における設計不具合調査によると、設計不具合の主要因は、データ入力時の不注意・確認不足による図面作成ミス(単純ミス)。  
→**確実な照査の実施により設計不具合の軽減を図る。**

## 2. 実施内容

○受注者の単純ミスに最も効果があると期待される、いわゆる赤黄チェック※を義務化する。

※赤黄チェック

詳細設計においては、成果物を取りまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互(設計図-計算書間、設計図-数量計算書間等)の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりやすく確認結果を示し、間違いの修正のための照査(赤黄チェック)を原則として実施する。

<受注者>  
照査について、確認・修正結果を設計図面、設計計算書及び数量計算書(以下、設計図面等)に書き込み、それらを残す等、照査の根拠となる資料を示す。  
<発注者>  
成果品納入時における照査報告において、設計図面等の照査の根拠資料の提示を受注者に求める。

1.3.2 保有利法

橋軸方向

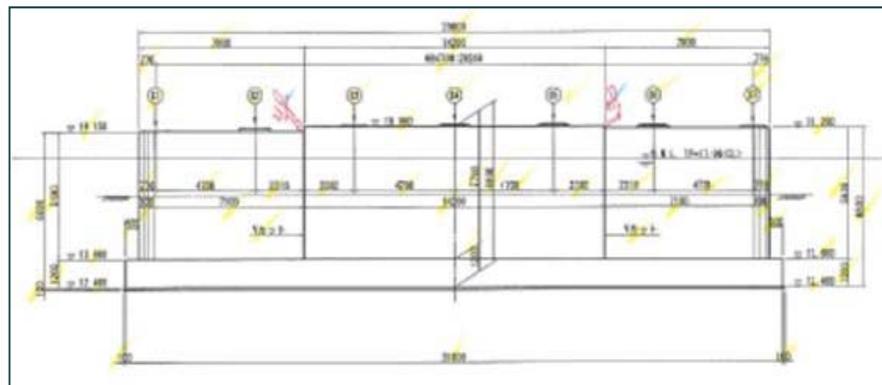
	タイプIの設計荷重、分相重量				タイプIIの設計荷重、分相重量			
	C1skhco	khg	0.4C1z	Wu (GN)	C1lshco	khg	0.4C1lz	Wu (GN)
正方向	1.0231	0.50	0.45	10900.00	1.1989	0.50	0.45	11000.00

橋軸直角方向

	タイプIの設計荷重、分相重量				タイプIIの設計荷重、分相重量			
	C1skhco	khg	0.4C1z	Wu (GN)	C1lshco	khg	0.4C1lz	Wu (GN)
正方向	1.0231	0.50	0.45	10900.00	1.2505	0.50	0.45	11100.00

C1skhco: 地域別補正係数×設計水平荷重(タイプI)の標準値  
C1lshco: 地域別補正係数×設計水平荷重(タイプII)の標準値  
khg: 地盤面における設計水平荷重  
0.4C1z: 道示V(解7.4.1)を適用したときの設計水平荷重(タイプI)  
0.4C1lz: 道示V(解7.4.1)を適用したときの設計水平荷重(タイプII)  
Wu: 橋脚が支持している上部工重量

設計計算書(照査例)



設計図(照査例)

## 3. 対象

- 各分野の照査を対象とする。
- 新たに「照査」に赤黄チェックを追加し計上する。

## ⑧労働環境の改善(ウィークリースタンスの実施)

継続

### 1. 目的

○受発注者協同のもと、計画的に業務を遂行することにより、労働環境のさらなる改善を目指す。

### 2. 実施内容

ウィークリースタンス実施項目(案)について特記仕様書に記載し、打合せ(業務着手時)において当該業務で取り組む内容について協議する。

#### 【ウィークリースタンス実施項目(案)】

- 1) ノー残業デーの時間外や土日に作業が発生することの無いよう留意する事項
  - ・ 水曜日は、勤務時間外の連絡及び16時以降に掛かる打合せは行わない。
  - ・ 水曜日に資料作成依頼を行う場合は、翌日木曜日を期限日としない。
  - ・ 金曜日に資料作成依頼を行う場合は、翌週月曜日を期限日としない。
- 2) 正規の勤務時間外に仕事をすることが前提とならないよう留意する事項
  - ・ 資料作成依頼を正規の勤務時間外には行わない
  - ・ 資料作成依頼を行う場合には、適切な期間を確保し期限を設定する。

### 3. 対象

発注者支援業務を含む全ての業務(今後契約するもの)を対象。  
ただし、災害対応等の緊急を要する場合は除く。